

自動車整備事業者の方へ

# 申請に関する重要なご案内

先進安全自動車の整備環境の確保事業においては、同じ要件にて

**令和6年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金**

**令和7年度 被害者保護増進等事業費補助金**

でそれぞれ交付申請受付しております。ただし、補助対象機器の購入期間によって  
申請可能な補助金が異なるため、以下をご確認ください。

Q

結局どの補助金で申請したらいいの？

A 機器を購入したタイミングが

令和6年4月1日～令和7年3月31日  
の方

令和6年度補正予算  
被害者保護増進等事業費補助金

でのみ申請が可能です

令和7年4月1日以降に新たに補助対象機器を  
ご購入された場合等は、  
令和7年度 被害者保護増進等事業費補助金にも  
申請いただくことが可能です。

令和7年4月1日～令和8年2月13日  
の方

令和6年度補正予算  
被害者保護増進等事業費補助金

令和7年度  
被害者保護増進等事業費補助金

どちらの補助金も申請が可能です

※スムーズに審査が進む可能性がありますので、  
令和7年度補助金での申請を推奨します。

## 留意事項

- ・補助金交付は、事業場ごと、同じ種別の経費に対し両補助金で1回ずつまでです。予めご了承ください。
- ・補助金交付は、両補助金とも、補助率1/3までかつ事業場あたり16万円（機器購入は15万円、研修受講は1万円）までです。
- ・両補助金にて重複した申請が行われた場合、申請者に確認のうえ、どちらか一方を棄却します。
- ・PC等が分離式である補助対象機器では、Windows10から11へのアップデート対応等のため、PC等のみの入替えであっても補助対象となります。



令和6年度補正予算  
被害者保護増進等事業費補助金

令和7年度  
被害者保護増進等事業費補助金

